

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(前略)

(管理監督職員に対する特例)

(管理監督職員に対する特例)

第十九条 (略)

第十九条 (略)

(業務量の適切な管理等)

第十九条の二 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

(後略)

(後略)

付則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。